

令和7年1月29日

横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問及び回答

横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 申請要項	
【ページ】 20 ページ 6_選定に関する事項 (4) 申請書類について	
質問 1	指定管理料提案額・収支予算書において、団体本部経費を計上できると記載があるが、具体的にどのような経費を想定すればよいか。また、本会職員は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下、市社協）と協定を結び本会へ出向しているが、例えば共通で利用しているシステム経費なども計上できるか。
回答 1	計上できる団体本部経費とは、団体の本部から支援等を受けるために必要な間接的な経費（本部における経費・事務経費等）です。例えば、共通で利用しているシステム経費について、区社協が一部費用を負担することとなっている場合は、区社協負担のうちの福祉保健活動拠点分について、団体本部経費として計上することは可能です。

担当：港北区福祉保健課 吉田、禰久

電話：045 (540) 2360

E-mail：ko-cpkyotenunei@city.yokohama.lg.jp